

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 22 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	津山市役所本庁舎及び津山すこやか・こどもセンターにおける高効率空調設備への更新による CO2 排出削減事業
排出削減事業者名	津山市
排出削減共同実施事業者名	NPO 法人エコネットワーク津山
その他関連事業者名	
事業実施場所	津山市役所 (岡山県津山市山北 520 番地) 津山すこやか・こどもセンター (岡山県津山市山北 806 番地)
事業の概要	本事業は、高効率空調機への更新により、津山市役所本庁舎及び津山すこやか・こどもセンターの CO2 排出量を削減するものである。
排出削減量の計画	2011 年度：28 tCO2/年 2012 年度：48 tCO2/年 (事業実施期間合計 76 tCO2)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011 年 6 月 14 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2013年2月15日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：津山市役所 他1箇所 (岡山県津山市山北520番地 他1箇所)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(ガス焚冷温水発生器、空冷ヒートポンプチラー、灯油焚冷温水発生機)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により津山市役所が19.0年、津山すこやか・こどもセンターが13.2年、全体で16.5年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 津山市では、省エネルギー化及び低炭素化の対策の一環として、津山市に工場がある空調メーカーより高効率の機器を導入することを決定している。また、設備更新に伴い、国内クレジット制度へ参加することにより、市内の事業者及び市民への環境貢献への意識向上を促す目的もあることを本削減事業者への質問により確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存の空調設備よりも高効率の空調設備に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により空冷式モジュールチラーへの更新を行わなかった場合、既存のガス焚冷温水発生器、空冷ヒートポンプチラー、灯油焚冷温水発生機を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施前後のエネルギー使用量に最も影響を及ぼす活動量（稼働時間）を計測可能であることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>
----------------------------	--

4. 特記事項

- ・既存空調設備に冷媒ガスである R-22 が使用されていたが、フロン回収破壊法に基づく登録回収業者により適切に回収されていることを、フロン回収引取証明書により確認している。